

島本町訪問型サービスAの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則

平成29年3月14日

規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち訪問型サービスAの事業（第5条第5項及び第7条第2項を除き、以下「事業」という。）の人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）において使用する用語の例による。

2 この規則において「訪問型サービスA」とは、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）に定める介護予防訪問介護に関する基準を緩和した基準により実施するサービスをいう。

(事業の一般原則)

第3条 事業を行う者（次項を除き、以下「事業者」という。）は、訪問型サービスAを利用する者（以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 事業を行う者は、事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、町、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

（基本方針）

第4条 事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その状態等を踏まえながら日常生活に必要な生活支援等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

（従事者の員数）

第5条 事業者が事業を行う事業所（第5項、次条及び第7条第2項を除き、以下「事業所」という。）ごとに置くべき従事者（訪問型サービスAの提供に当たる介護福祉士、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項に規定する者及び町長が指定する研修受講者をいう。以下同じ。）の員数は、当該事業所において事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

2 事業者は、事業所ごとに、従事者のうち、利用者の数に応じ

必要と認められる数の者を訪問事業責任者としなければならない。

- 3 前項の利用者の数は、直近3か月間の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定の数とする。
- 4 訪問事業責任者は、従事者であって、訪問型サービスAに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する訪問型サービスAの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（同令第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。
- 5 事業者が指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下この項及び第7条第2項において「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。第7条第2項において同じ。）、指定介護予防訪問介護事業者（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下この項及び第

7条第2項において「旧指定介護予防サービス等基準」という。)第5条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。第7条第2項において同じ。)又は訪問介護相当サービス事業者(島本町訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則(平成29年島本町規則第8号。以下この項及び第7条第2項において「訪問介護相当サービス等基準規則」という。)第1条に規定する訪問介護相当サービス(以下この項において「訪問介護相当サービス」という。)の事業を行う者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービスAの事業と指定訪問介護(指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。第7条第2項において同じ。)、指定介護予防訪問介護(旧指定介護予防サービス等基準第4条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。第7条第2項において同じ。)又は訪問介護相当サービス(訪問介護相当サービス等基準規則第1条に規定する訪問介護相当サービスをいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、それぞれ指定居宅サービス等基準第5条第1項から第5項まで、旧指定介護予防サービス等基準第5条第1項から第5項まで、又は訪問介護相当サービス等基準規則第2条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前4項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第6条 事業者は、事業を行う事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備及び備品等)

第7条 事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、訪問型サービスAの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 事業者が指定訪問介護事業者、指定介護予防訪問介護事業者又は訪問介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービスAの事業と指定訪問介護、指定介護予防訪問介護又は訪問介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、それぞれ指定居宅サービス等基準第7条第1項、旧指定介護予防サービス等基準第7条第1項、又は訪問介護相当サービス等基準規則第2条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(個別計画の作成)

第8条 訪問事業責任者は、必要に応じて、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問型サービスAの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、当該サービスの提供を行う期間等を記載した訪問型サービスA個別計画を

作成するものとする。

(同居家族に対するサービスの提供の禁止)

第9条 事業者は、従事者に、その同居の家族である利用者に対する訪問型サービスAの提供をさせてはならない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第10条 事業者は、訪問型サービスAの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次条に規定する重要事項に関する規程の概要、従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第11条 事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従事者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 訪問型サービスAの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) その他事業の運営に関する重要事項

(受給資格等の確認)

第12条 事業者は、訪問型サービスAの提供を求められた場合

は、その者の提示する被保険者証（法第12条第3項の被保険者証をいう。）によって、被保険者資格、要支援認定又は事業対象者該当の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

（サービスの提供の記録）

第13条 事業者は、訪問型サービスAを提供した際には、当該訪問型サービスAの提供日及び内容その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。）を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 事業者は、訪問型サービスAを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

（利用料の受領）

第14条 事業者は、訪問型サービスAを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該訪問型サービスAに係る第1号事業支給費用基準額（島本町介護予防・日常生活支援総合事業規則（平成29年島本町規則第6号）第8条の介護予防・生活支援サービス事業に係る事業費をいう。）から当該事業者を支払われる第1号事業支給費（法第115条の45の3第1項の第1号事業支給費をいう。）の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

(利用者に関する町への通知)

第15条 事業者は、訪問型サービスAを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を町に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに訪問型サービスAの利用に関する指示に従わないことにより、支援の状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって訪問型サービスAの提供を受け、又は受けようとしたとき。

(衛生管理等)

第16条 事業者は、従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(秘密保持等)

第17条 事業所の従事者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、当該事業所の従事者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、サービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働

省令第37号)第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。)等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(苦情への対応)

第18条 事業者は、提供した訪問型サービスAに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 事業者は、提供した訪問型サービスAに関し、法第115条の45の7の規定により町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は町の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 事業者は、町からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を町に報告しなければならない。

5 事業者は、提供した訪問型サービスAに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険

団体連合会をいう。以下この項及び次項において同じ。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

7 前2項の規定は、島本町介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業を行う者の指定等に関する規則（平成29年島本町規則第7号）の規定により第1号事業者として指定を受けた事業者について適用する。

（事故発生時の対応）

第19条 事業者は、利用者に対する訪問型サービスAの提供により事故が発生した場合は、町、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援（法第8条の2第16項）又は介護予防ケアマネジメント（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。第21条第2項において同じ。）を行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 事業者は、利用者に対する訪問型サービスAの提供により賠

償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第20条 事業者は、従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 事業者は、利用者に対する訪問型サービスAの提供に関する次に掲げる記録を整備し、提供した日から5年間保存しなければならない。

(1) 訪問型サービスA個別計画

(2) 第13条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第15条に規定する町への通知に係る記録

(4) 第18条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第21条 事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1か月前までに、次に掲げる事項を町長に届け出なければならない。

(1) 事業を廃止し、又は休止しようとする年月日

(2) 事業を廃止し、又は休止しようとする理由

(3) 現に訪問型サービスAを受けている者に対する措置

(4) 事業を休止しようとする場合にあっては、その休止の予定

期間

- 2 事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1か月以内に当該訪問型サービスAを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該訪問型サービスAに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な訪問型サービスが継続的に提供されるよう、介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター、他の訪問型サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(その他)

- 第22条 この規則に定めるもののほか、事業の人員、設備及び運営に関する基準に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。